

時期	審議会	内容
H30.6	第1回審議会(諮問)	
〃		6月議会へ前年度施策の報告
H30.8	第2回審議会	骨子案審議
H30.9	第3回審議会	中間案審議
〃		9月議会へ中間案報告
H30.11中旬～12月上旬		パブリックコメント
H30.12	第4回審議会	最終案審議
H31.1月上旬	答申	
H31.2		30年度2月議会へ最終案報告
H31.3末		計画策定・公表

多文化共生社会の形成の推進に関する条例(抄)

(多文化共生社会推進計画)

第七条 知事は、多文化共生社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生社会推進計画(以下「計画」という。)を定めなければならない。

- 2 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、宮城県多文化共生社会推進審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前三項の規定は、計画の変更について準用する。